

岩手県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る都市計画区域の名称 八幡平都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

（1）新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 八幡平市野田第19地割から第24地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部（別紙図面のとおり。）

（2）都市計画区域から除外される土地の区域 なし

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。